

2017年度 株式会社OSパートナーズ マージン率一覧

労働者派遣法第二十三条第五項に従い、下記の通り、お知らせいたします。

事業所名	マージン率
群馬事業所	31.7%
関西事業所	30.1%
京都事業所	(前年度実績なし)
洲本事業所	29.5%
徳島事業所	27.0%
加西事業所	28.7%
滋賀事業所	36.6%

対象期間 2016年4月1日～2016年12月31日

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額}) - (\text{派遣労働者の賃金の額の平均額})}{(\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額})}$$